

# 工 事 請 負 契 約 書

注 文 者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)

請 負 者 株式会社ライトスタッフ \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)

この契約書によって工事請負契約を締結します。

1. 工 事 名 称 \_\_\_\_\_

2. 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

3. 工 期 着 手 2022 年 月 日

完 成 2022 年 月 日

4. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_

う ち 工 事 価 格 金 \_\_\_\_\_

(取引に係る消費税を除く額)

取 引 に 係 わ る 消 費 税 額 金 \_\_\_\_\_

5. 支 払 方 法 金 \_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_ -

# 約 款

**第 1 条 (総則)** 甲 および 乙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

**第 2 条 (請負者)** 乙は、この工事の図面および仕様書により、頭書の請負代金をもって、前期の期間内に工事を完成しなければならない。乙は、図面又は仕様書について、疑いを生じたとき、又は適当でないと認めるときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、重要なものは協議して定める。

**第 3 条 (一括委任と一括下請負)** 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

**第 4 条 (権利義務の承継等)** 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、又は契約の目的物や工事現場に搬入した検査済みの工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的に供することができない。

**第 5 条 (現場代理人)** 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場におけるいっさいの事項を処理し、その責を負う。

**第 6 条 (第三者の損害)** 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

**第 7 条 (一般的損害)** 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済みの工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

**第 8 条 (不可抗力による損害)** 天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事の出来形部分又は工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害額が請負代金額に10分の1を超えるものについて、その超過額を甲が負担する。損害額は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

**第 9 条 (請求、支払)** 契約書の定めるところにより乙が部分払の支払を求めるときは、請求書を支払日5日前までに甲に提出する。

2 工事完成後、乙は甲に請負代金の支払いを求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、乙に請負代金の支払いを完了する。

**第 10 条 (工事の変更、中止等)** 甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、もしくは工事を一時中止することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとし、また、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。

**第 11 条 (乙の請求による工期の延長)** 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

**第 12 条 (請負代金の変更)** 工期内に租税、物価、賃金等の変動により請負金額が明らかに不相当であると認められるに至ったときは、当事者は相手方に請負代金額の変更を求めることができる。この場合、請負代金額の変更については甲乙協議して定める。

**第 13 条 (履行遅滞違約金)** 乙が契約期間内に工事の完成引渡しができない遅滞にあるときは、甲は、遅滞日数1日について請負代金額(工期内に部分引渡しがあったときは、その部分に対する請負代金相当額控除した金額)の1万分の4の違約金を乙に請求することができ、また、甲が請負代金の支払(前払金又は部分払いの支払を含む。)を遅滞しているときは、乙は日歩4銭の違約金を甲に請求することができる。甲が遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡を拒むことができ、この場合、乙が自己の物と同一の注意をして管理しても、なお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は乙が負担するものとし、また、契約の目的物の引渡までの管理のため時に要した費用は甲の負担とする。乙が履行の遅滞にあるときに契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

**第14条（甲の解除権）** 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由がなく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期日後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

**第15条（乙の中止又は解除権）** 甲が前払金又は部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2ヶ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

**第16条（契約に関する紛争の解決）** この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2 甲および乙は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁裁判に服する。

**第17条（補則）** この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

.....年.....月.....日

甲（発注者） 住所

.....  
氏名



乙（受注者） 住所

.....  
神戸市東灘区御影3丁目2-16-201

氏名 株式会社ライトスタッフ

代表取締役 山口 元久



## 特定商取引のクーリングオフに関する別紙

(請負者)

事業所所在地

事業所名称

代表者職氏名

担当者氏名

TEL/FAX

印

**本書面は、クーリングオフ(一定期間内の解除)に関する規定です。重要な規定ですので、本書面の内容を十分に読んでください。**

本書面が添付されている工事請負契約書(工事請負契約書に添付されている見積書、仕様書、設計図、内訳明細書その他工事関連書面の内容を含む。以下、「工事請負契約書」という。)についてクーリングオフの適用がある場合は、以下の場合です。

- A. 請負者(工事請負契約書において「乙」)が営業所等以外の場所において工事請負契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において締結した場合を除きます。)
- B. 営業所等において工事請負契約が締結された場合であっても、注文者(工事請負契約書において「甲」)が、訪問販売、電話その他による勧誘販売等の方法により請負者が誘引した者である場合

なお、注文者が工事目的物を営業用に利用する場合、注文者の求めに応じ、その自宅において締結する場合、使用により価額が著しく減少するおそれがあるものとして指定された消耗品(壁紙など)を使用する工事が行われた場合、又は3,000円未満の現金取引の場合には、クーリングオフの適用はありません。

(クーリングオフに関する規定)

1. 本工事請負契約は、契約書面を注文者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、請負者が不実のことを告げる行為をしたことにより注文者が誤認をし、又は請負者が威迫したことにより注文者が困惑し、これらによって注文者が工事請負契約の解除を行わなかった場合には、工事請負契約に関して、クーリングオフの権利その他所定の事項を記載した書面を注文者が請負者から改めて受領し、その内容について説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
3. 第1項及び第2項の契約の解除は、注文者が、工事請負契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合においては、請負者は、注文者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
5. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合には、既に工事請負契約に基づき役務が提供されたときにおいても、請負者は、注文者に対し、工事請負契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
6. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、工事請負契約に関連して金銭を受領しているときは、請負者は、注文者に対し、速やかに、その全額を返還します。
7. 第1項及び第2項の契約の解除を行った場合において、工事請負契約に係る役務の提供に伴い、注文者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、注文者は、請負者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
8. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

(工事内容に関する添付書類)

見積書  仕様書  設計図  内訳明細書  その他( )

本書面を受領し、内容を確認しました。

年 月 日

(注文者) \_\_\_\_\_ 印